

# 第122回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 目次

第122回定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	1
事業報告	3
計算書類	17
監査報告書	34
株主総会参考書類	38
第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 定款一部変更の件	38
第3号議案 取締役1名選任の件	40
第4号議案 監査役1名選任の件	41
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	42

## 開催日時

平成26年6月25日（水曜日）午前10時  
（受付開始予定時刻：午前9時）

## 開催場所

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号  
トリイ日本橋ビル  
当社本社 10階会議室

## 書面による 議決権行使期限

平成26年6月24日（火曜日）  
午後5時30分まで



鳥居薬品株式会社

証券コード 4551

証券コード：4551  
平成26年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号  
**鳥居薬品株式会社**  
代表取締役社長 高 木 正一郎

## 第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成26年6月25日（水曜日）午前10時  
(受付開始予定時刻：午前9時)
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号 トリイ日本橋ビル  
当社本社 10階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項**  
**報 告 事 項** 第122期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告  
および計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.torii.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度の医薬品業界を取り巻く事業環境は、後発医薬品の使用促進策等の医療費適正化に向けた医療制度改革の推進により、引き続き厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社におきましては、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」を中心とする腎・透析領域、「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」を中心に平成25年5月に販売を開始しました「スタリビルド配合錠（抗HIV薬）」を加えたHIV領域、「アンテベート（外用副腎皮質ホルモン剤）」を中心とする皮膚・アレルギー領域において、製品別プロモーションの徹底、製品のライフサイクルマネジメントの強化を図ることにより、シェアの維持・拡大に努めました。

また、本年1月に日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」）が国内で製造販売承認を取得しました「リオナ錠（高リン血症治療剤）」および当社が国内で製造販売承認を取得しました「シダトレン スギ花粉舌下液（減感作療法（アレルギー免疫療法）薬）」について、円滑な上市に向けた取り組みを進め、「リオナ錠」につきましては、本年5月から販売しております。

当事業年度の経営成績につきましては、以下のとおりであります。

区 分	第121期 平成24年度	第122期 平成25年度 (当事業年度)	増 減 額	増 減 率
売 上 高 (百万円)	52,294	58,109	5,815	11.1%
営 業 利 益 (百万円)	2,794	4,987	2,193	78.5%
経 常 利 益 (百万円)	2,952	5,124	2,172	73.6%
当 期 純 利 益 (百万円)	1,849	3,352	1,502	81.2%

### (売上高)

売上高は58,109百万円と前事業年度に比べ5,815百万円（11.1%）増加しました。

主要な製品・商品の販売状況につきましては、上記取り組みのほか、消費税増税前の一時的な需要増の影響もあり、「レミッチカプセル」は15,019百万円と前事業年度に比べ2,912百万円（24.1%）増加したほか、「ツルバダ配合錠」は13,428百万円と前事業年度に比べ1,834百万円（15.8%）増加しました。また、平成25年5月に販売を開始しました「スタリビルド配合錠」については、1,220百万円となりました。

### (売上原価、販売費及び一般管理費)

費用面におきましては、売上原価は売上高が増加したことに加え、販売品目の構成が変化したことにより26,267百万円と前事業年度に比べ3,425百万円（15.0%）増加し、販売費及び一般管理費は研究開発費が減少したものの、販売促進費等が増加したことにより26,854百万円と前事業年度に比べ196百万円（0.7%）増加しました。

### (営業利益、経常利益、当期純利益)

以上の結果、営業利益は4,987百万円と前事業年度に比べ2,193百万円（78.5%）増加し、経常利益は5,124百万円と前事業年度に比べ2,172百万円（73.6%）増加しました。当期純利益につきましては、3,352百万円と前事業年度に比べ1,502百万円（81.2%）増加しました。

## (2) 研究開発活動

当社は、親会社であるJTと研究開発に係る機能分担を行っております。新規化合物の研究開発機能はJTに集中し、当社においては、主として既存製品の剤形改良や効能追加等の機能を担うとともに、当社の得意とする領域における研究開発を実施しております。

当事業年度の研究開発費の総額は、6,662百万円であります。

なお、当事業年度における主な研究開発の状況につきましては、以下のとおりです。

- 「リオナ錠」について、本年1月にJTが国内で製造販売承認を取得し、5月から当社が販売しております。（JTとの共同開発品）
- 「シダトレン スギ花粉舌下液」について、本年1月に国内で製造販売承認を取得しました。
- 室内塵ダニアレルギー疾患を対象とした減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「TO-204」（注射剤）およびアレルゲン検査薬（室内塵ダニ）「TO-205」について、平成25年12月に国内における製造販売承認申請を実施しました。

- ヒスタミン二塩酸塩製剤「JTE-350」について、国内第Ⅲ相臨床試験を実施し、国内製造販売承認申請準備中であります。(JTとの共同開発品)
- 室内塵ダニアレルギー疾患を対象とした減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「TO-203」（舌下錠）について、アレルギー性鼻炎に対する国内第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験の速報結果において、プラセボ投与群との間に有意差を確認しました。
- スギ花粉症を対象とした減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬「TO-206」（舌下錠）の国内第Ⅰ相臨床試験を実施しております。

### (3) 設備投資等の状況

当事業年度において、総額で1,202百万円の設備投資を行いました。

有形固定資産に係る設備投資は1,018百万円であり、主な内容は生産能力向上を目的とする製造設備への投資であります。また、無形固定資産に係る投資は183百万円であり、主な内容は業務の効率化等を目的とするソフトウェアへの投資であります。

### (4) 資金調達の状況

当事業年度において、増資または社債の発行等による資金調達は行っておりません。

### (5) 対処すべき課題

経営を取り巻く環境は、医療費適正化に向けた医療制度改革の推進、競合品を有する製薬企業との競争の激化等により、今後ますます厳しくなるものと予想されます。

このような状況の下、当社におきましては、今後の持続的成長を確かなものとするため、平成25年度から平成27年度までの3カ年の中期経営計画を策定し、取り組みを進めております。

中期経営計画の概要につきましては、以下のとおりであります。

#### (重点領域の育成による事業成長)

「スタリビルド配合錠」「リオナ錠」の市場浸透、「シダトレン スギ花粉舌下液」の円滑な上市およびアレルギー免疫療法の普及に取り組むとともに、「レミッチカプセル」等の既存製品を含めた領域別製品別プロモーションの徹底、製品のライフサイクルマネジメントの強化により、重点領域である「腎・透析領域」「皮膚・アレルギー領域」「HIV領域」の育成による一層の事業成長を図ってまいります。

#### (研究開発の推進と新規販売品・開発品の導入)

「TO-203」および「TO-204」をはじめとするアレルギー領域における開発を推進し、研究開発活動を充実・強化するとともに、既存製品の剤形改良や効能追加等の検討も引き続き行ってまいります。

また、新規販売品・開発品の導入を目的として、部門横断的なプロジェクトの下、これまで蓄積した経営資源を有効活用し、当社の得意とする領域を主なターゲットとして、JTと連携のうえ導入活動を進めてまいります。

#### (品質保証体制と市販後安全対策の強化)

以前から、品質保証体制、市販後安全対策の強化を図ってきておりますが、社内外の製造所に対する調査・指導等を効果的に推進し、さらなる高品質な医薬品の提供を目指すとともに、適正使用情報の収集、評価・分析体制を強化し、医療関係者の方々への適正使用情報の伝達を充実させてまいります。

#### (安定供給体制の強化およびコスト低減)

原材料コストの低減、生産性の向上、物流業務の効率化等をさらに推し進め、原価の低減を図ってまいります。また、必要な設備投資、高度な生産技術蓄積、環境対策等に取り組むとともに、製造委託を含めた最適生産体制の構築を目指し、トータルでの安定供給体制の強化およびコスト低減に努めてまいります。

中期経営計画における平成27年度の経営目標は、売上高は630億円、営業利益は55億円、当期純利益は35億円としております。また、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施するとの基本方針の下、平成27年度には1株当たり年間48円の配当を目指します。

(注) 平成27年度は、平成26年6月25日に開催予定の第122回定時株主総会で、定款の一部変更が承認されることを条件として、事業年度が1月1日から12月31日までとなることを前提としております。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第119期 平成22年度	第120期 平成23年度	第121期 平成24年度	第122期 平成25年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	45,335	48,717	52,294	58,109
当 期 純 利 益 (百万円)	937	2,611	1,849	3,352
1 株当たり当期純利益(円)	33.11	92.27	65.36	118.47
総 資 産 (百万円)	84,885	87,734	91,350	93,137
純 資 産 (百万円)	74,246	75,832	76,700	79,018
1 株当たり純資産額(円)	2,623.38	2,679.48	2,710.18	2,792.14

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はJTであります。JTは当社の株式15,398.8千株（議決権比率54.5%）を保有しております。

なお、当社はJTの医療用医薬品の仕入販売を行っております。また、当社はJTと研究開発に係る機能分担を行っております。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

医薬品の製造、販売

**(9) 主要な事業所**（平成26年3月31日現在）

本 店	東京都中央区
支 店	札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、北関東支店（高崎市）、南関東支店（さいたま市）、東京支店（東京都新宿区）、横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、高松支店（高松市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、南九州支店（熊本市）
工 場	千葉県佐倉市
研 究 所	千葉県佐倉市

**(10) 従業員の状況**（平成26年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
1,009名	40名増

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

**(11) 主要な借入先**（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

**(12) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,800,000株(自己株式499,758株を含む)
- (3) 株主数 5,740名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	15,398,800株	54.41%
ロイヤルバンクオブカナダトラスト カンパニー（ケイマン）リミテッド	1,921,900株	6.79%
立 花 証 券 株 式 会 社	748,500株	2.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	692,800株	2.44%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	556,100株	1.96%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	340,800株	1.20%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	302,800株	1.06%
鳥 居 薬 品 従 業 員 持 株 会	255,139株	0.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	252,600株	0.89%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	210,000株	0.74%

- (注) 1. 当社は、自己株式を499,758株保有しておりますが、上表には含めておりません。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（28,300,242株）を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
松尾紀彦	取締役会長	
高木正一郎	代表取締役社長	
金谷宏	代表取締役副社長	
籠橋雄二	専務取締役	開発グループリーダー
田村明彦	常務取締役	医薬営業グループリーダー (兼) 営業企画部長
梅田高弘	常務取締役	企画・支援グループリーダー (兼) 経営企画部長
假屋ゆう子	取締役	信頼性保証グループリーダー
鳥養雅夫	取締役	弁護士 (桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー)
長誠次	常勤監査役	
矢部昌平	常勤監査役	
會澤恒	監査役	公認会計士 (公認会計士會澤事務所代表) 税理士 (會澤恒税理士事務所代表)

- (注) 1. 取締役 鳥養雅夫は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 長 誠次および會澤 恒は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 長 誠次は、日本たばこ産業株式会社で経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 會澤 恒は、公認会計士および税理士の資格を有しており、税務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 取締役 鳥養雅夫および監査役 會澤 恒は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
 6. 平成25年6月20日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、監査役 鳥養雅夫は辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	252百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	56百万円 (33百万円)
計	12名	309百万円

- (注) 1. 平成19年6月21日開催の第115回定時株主総会での決議により、取締役の賞与を含めた報酬額は年額300百万円以内、監査役の報酬額は年額72百万円以内となっております。
2. 取締役 鳥養雅夫は、平成25年6月20日開催の第121回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数および支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 取締役 鳥養雅夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべきものではありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべきものではありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言の状況

平成25年6月20日の取締役就任以降に開催された取締役会11回中、11回出席し、適切な審議がなされるよう疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

エ. 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等

記載すべきものではありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

## ② 監査役 長 誠次

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべきものではありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべきものではありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言の状況

当事業年度の取締役会13回中、13回出席し、適切な審議がなされるよう疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言の状況

当事業年度の監査役会12回中、12回出席し、常勤監査役としての日常の監査職務における報告を行うとともに監査職務を適切に遂行すべく意見を述べております。

エ. 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等

記載すべきものではありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

記載すべきものではありません。

③ 監査役 會澤 恒

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべきものではありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべきものではありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言の状況

平成25年6月20日の監査役就任以降に開催された取締役会11回中、11回出席し、適切な審議がなされるよう疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言の状況

平成25年6月20日の監査役就任以降に開催された監査役会8回中、8回出席し、より客観的な情報の収集に基づき監査職務を適切に遂行すべく、公認会計士および税理士としての専門知識・経験等を生かして意見を述べております。

エ. 親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等

記載すべきものではありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬     | 36百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. ②の金額には、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務の対価0百万円が含まれております。

### (3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続をとる方針であります。

### 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、企業価値増大に向けて、経営環境の変化に迅速かつ適切に対処し、公正かつ透明な経営を実現するためには、業務執行における意思決定のスピードアップと質の向上、内部統制システムの整備および適時適切なディスクロージャーが重要であると認識し、さらなる充実に取り組んでまいります。

なかでも、内部統制システムについては、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等に取り組むとともに、監査役への報告体制の整備等を通じて、監査役による監査の実効性の確保に向けた取り組みを行っており、今後とも継続的な見直しに努めてまいります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進を重要な経営課題の一つとして認識し、コンプライアンスの推進の実効性を高めるため、法令等の遵守を徹底するほか、コンプライアンスに関する規則を整備し、取締役および社員が共有すべき価値観、倫理観および遵守すべき規準を記載した指針等を作成・配付の上、積極的かつ継続的に教育・啓発活動を行っております。

法令違反等の事実またはそのおそれを早期に認識するため、社内および社外に通報窓口を設置し、通報があった場合には調査を行い、必要な措置を講じております。

コンプライアンス委員会はコンプライアンス推進状況等を把握し、コンプライアンス推進に関する重要事項を審議・決定しますが、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれがあると認められる行為に対する所要の措置等については取締役会に上程することとしております。

金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を構築しております。

なお、監査部と内部統制部門は、会計監査人と協議のうえ年間計画等を作成し、進捗管理を行うことで連携を図っております。

内部監査は監査部が所管し、社長直属の組織として客観的な観点から、重要性およびリスクを考慮して、経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の執行状況を検討評価し、社長に対して、その結果に基づく情報の提供ならびに改善等の提言を行っております。

金融商品取引法等の規定に基づき、開示すべきことが定められた重要な情報が発生した場合は、経営企画部が所管し、原則として、取締役会の承認を得て公表を行っております。

職務の執行に係る重要な案件を決定する場合は、必要に応じて外部の専門家（弁護士等）に相談し、適法性を確保しております。

## **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

株主総会議事録、取締役会議事録、職務の執行に係る決裁文書その他の重要な情報について、法令および情報管理・文書管理等に関する社内規則に従い、適切な取り扱いを行っております。

## **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

常にリスク情報を収集し、危機の早期発見に努めるとともに、平時より損失の最小化を図るために、物理的対策、教育等による人的対策、保険による損失の転嫁を含め不断の危機対策を行っております。

より実効的な危機管理を行うために、危機管理に関する包括的規則および個別危機事象に対する対応規則・マニュアル等の継続的な見直しおよび新規作成を行っております。

危機の早期認識のため緊急連絡体制を整備し、危機発生に際しては、危機管理に関する規則に基づき緊急対策本部を立ち上げ、緊急対策本部長に当該危機に対応する意思決定権限を持たせる体制としております。

## **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は原則毎月1回開催していますが、必要に応じて機動的に開催しております。

取締役会では法令および定款に定められた事項および重要な事項の決定、業務執行状況の報告、他の取締役の職務の執行の監督を行っております。

経営会議は原則毎週1回開催し、業務全般にわたる経営方針および基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

社内規則に基づき、職務の執行が効率的に行われるために適切と考えられる組織を設け、職制を配置し、権限を職務執行者に付与し、円滑な業務運営を図っております。

## **(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社と親会社である日本たばこ産業株式会社（うち医薬事業部門）とは、医薬品に関する製品およびサービスにおいて、各々の強みを生かし、当社は主に製造と販売の機能を担っており、親会社は研究開発の機能を担っております。この機能分担は当社の企業ミッションを果たす上で最良化を図るためのものであり、この機能分担により一定の独立関係を確保しつつ、かつ協力関係を保ちながら、企業ミッションを達成すべく、適正に業務を遂行しております。

親会社との重要な取引等に係る決定を行う場合には、外部の有識者から見解を入手したうえで親会社と利害関係を有しない社外役員に意見を求めるなどの措置を講ずることとしております。

また、子会社については、適切な役職員の派遣、財務情報等の報告を通じ、業務の適正を確保しております。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、独立性に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役会と協議することとしております。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制**

監査役が取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席できることとしており、取締役および使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、当該事実の情報が、速やかに監査役に伝わる体制としております。

監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

監査部は、監査計画の策定とその計画に基づいた監査実施活動について監査役と連携を図るとともに、監査役に対し業務監査結果等の報告を行っております。

#### **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

情報交換および意思疎通を図るため、監査役と代表取締役との定期会合および他の取締役と面談をする機会を確保しております。

また、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。

監査役と会計監査人は定期あるいは随時に会合を行い、監査報告書の説明、監査計画等について情報交換するとともに、会計監査人による実地棚卸等の実査に立ち会うなど連携を図っております。

#### **(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況**

当社は、良き企業市民として、より良き社会の実現のため、「市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を排除するとともに、断固として対決する」「これらの活動を助長するような行為を行わない」「トラブル等が発生した場合は会社をあげて立ち向かう」旨を社員に周知徹底しております。

社内体制としましては、各拠点に担当者を配置し、研修受講のほか、随時、関係行政機関や顧問弁護士等の連携を図っております。また、適切な対応を行うために「対応マニュアル」を定め、社員が常時閲覧可能としております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>72,466</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,337</b>
現金及び預金	406	買掛金	6,382
キャッシュ・マネジメント・システム預託金	20,708	リース負債	201
受取手形	14	未払金	2,998
売掛金	24,153	未払費用	637
有価証券	16,804	未払法人税等	1,202
商品及び製品	4,504	前受金	6
仕掛品	624	前払費用	59
原材料及び貯蔵品	2,900	賞与引当金	1,345
前払費用	153	役員賞与引当金	64
繰延税金資産	1,810	返戻資産	0
その他の資産	385	資産除却負債	5
<b>固定資産</b>	<b>20,671</b>	その負債	432
<b>有形固定資産</b>	<b>5,774</b>	<b>固定負債</b>	<b>782</b>
建物	3,008	リース負債	193
構築物	39	退職給付引当金	115
機械及び装置	1,065	資産除却負債	143
車両運搬具	4	その負債	329
工具、器具及び備品	246	<b>負債合計</b>	<b>14,119</b>
土地	702	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	403	<b>株主資本</b>	<b>78,560</b>
建設仮勘定	303	資本金	5,190
<b>無形固定資産</b>	<b>622</b>	資本剰余金	6,416
借地権	69	資本準備金	6,416
ソフトウェア	496	利益剰余金	67,814
その他の資産	56	利益準備金	1,297
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,273</b>	その他利益剰余金	66,517
投資有価証券	6,708	特別償却準備金	0
従業員に対する長期貸付金	2	別途積立金	56,130
長期前払費用	5,920	繰越利益剰余金	10,386
前払年金費用	56	<b>自己株式</b>	<b>△ 860</b>
繰延税金資産	853	評価・換算差額等	457
その他の負債	763	その他有価証券評価差額金	457
貸倒引当金	△ 30	<b>純資産合計</b>	<b>79,018</b>
<b>資産合計</b>	<b>93,137</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>93,137</b>

# 損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		58,109
売 上 原 価		26,267
売 上 総 利 益		31,842
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,854
営 業 利 益		4,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
有 価 証 券 利 息	64	
受 取 配 当 金	31	
そ の 他	35	157
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	16	
そ の 他	3	20
経 常 利 益		5,124
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	15	15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		5,133
法 人 税 , 住 民 税 及 び 事 業 税	1,591	
法 人 税 等 調 整 額	190	1,781
当 期 純 利 益		3,352

# 株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	5,190	6,416	6,416	1,297	2	56,130	8,164	65,594
当期変動額								
特別償却準備金 の取崩					△1		1	—
剰余金の配当							△1,132	△1,132
当期純利益							3,352	3,352
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	—	2,222	2,220
当期末残高	5,190	6,416	6,416	1,297	0	56,130	10,386	67,814

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△858	76,341	358	358	76,700
当期変動額					
特別償却準備金 の取崩		—			—
剰余金の配当		△1,132			△1,132
当期純利益		3,352			3,352
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			98	98	98
当期変動額合計	△1	2,218	98	98	2,317
当期末残高	△860	78,560	457	457	79,018

## 個別注記表

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

### 【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### (1) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### (2) 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降新規取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 2～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  - (4) 長期前払費用  
均等償却
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。
  - (4) 返品調整引当金  
事業年度末日後に予想される返品による損失に備えて、製品・商品の返品見込額に対する売買利益相当額を計上しております。
  - (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
    - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
7. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【表示方法の変更に関する注記】

## (貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」(当事業年度177百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」(当事業年度34百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」(当事業年度654百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」(当事業年度420百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「固定負債」の「長期預り敷金保証金」(当事業年度267百万円)及び「長期未払金」(当事業年度62百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

## 【貸借対照表に関する注記】

## 1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	20,917百万円
短期金銭債務	2,650百万円

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,510百万円

3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業株式会社への資金の預託であります。

## 【損益計算書に関する注記】

## 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	322百万円
仕入高	8,307百万円
販売費及び一般管理費	128百万円
営業取引以外の取引高	42百万円

## 2. 研究開発費の総額 6,662百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	28,800	—	—	28,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	499	0	—	499

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	566	20.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	566	20.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成26年6月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	566	20.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究開発費	1,120百万円
繰延資産償却超過額	975百万円
賞与引当金	479百万円
未払事業税等	116百万円
未払費用	68百万円
ゴルフ会員権評価損	55百万円
退職給付引当金	41百万円
その他	153百万円
繰延税金資産小計	3,010百万円
評価性引当額	△ 70百万円
繰延税金資産合計	2,939百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 247百万円
その他	△ 27百万円
繰延税金負債合計	△ 275百万円
繰延税金資産の純額	2,664百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.3%
住民税均等割	1.4%
法人税額の特別控除額	△ 8.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.7%
その他	△ 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.7%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が140百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が140百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、それぞれ増加しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2を参照下さい。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	406	406	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	20,708	20,708	—
(3) 売掛金	24,153	24,153	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	23,403	23,403	—
資 産 計	68,671	68,671	—
(1) 買掛金	6,382	6,382	—
(2) 未払金	2,998	2,998	—
(3) 未払法人税等	1,202	1,202	—
負 債 計	10,583	10,583	—

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

《資 産》

(1) 現金及び預金, (2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金, 並びに (3) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、預金と同様の性格を有する合同運用の金銭信託及び譲渡性預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	357	1,040	682
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	5,739	5,762	23
	② 社債	300	300	0
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	6,397	7,103	706
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	1,001	1,000	△ 1
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	15,300	15,300	—
	小 計	16,301	16,300	△ 1
合 計		22,698	23,403	704

《負 債》

(1) 買掛金, (2) 未払金, 並びに (3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

《デリバティブ取引》

期末残高がないため、該当事項はありません。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	110

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(4) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	405	—	—	—
(2) キャッシュ・マネージメント・システム預託金	20,708	—	—	—
(3) 売掛金	24,153	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	16,804	5,558	—	—

【貸貸等不動産に関する注記】

1. 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、当社で使用するオフィスビル（土地を含む。）や貸貸商業施設（土地及び借地を含む。）を所有しております。なお、当社で使用するオフィスビルの一部は貸貸用オフィスとして使用しており、当該部分を貸貸等不動産に含めております。

2. 貸貸等不動産の時価等に関する事項

貸貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

用 途	項 目	金 額	
オフィスビル	貸借対照表計上額	期首残高	359
		期中増減額	△ 26
		期末残高	332
	期末時価	2,003	
商業施設	貸借対照表計上額	期首残高	366
		期中増減額	△ 7
		期末残高	359
	期末時価	1,125	
合計	貸借対照表計上額	期首残高	726
		期中増減額	△ 34
		期末残高	691
	期末時価	3,128	

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 期末の時価は、主要な貸貸等不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他の重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

用 途	項 目	金 額	
オフィスビル	損益計算書における金額	賃貸収益	139
		賃貸費用	32
		差額	107
	その他損益	—	
商業施設	損益計算書における金額	賃貸収益	84
		賃貸費用	25
		差額	58
	その他損益	—	
合計	損益計算書における金額	賃貸収益	223
		賃貸費用	57
		差額	166
	その他損益	—	

(注) 賃貸収益及び賃貸費用は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、租税公課、業務委託費等）であり、それぞれ「売上高」及び「売上原価」に計上しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	日本たばこ産業(株)	被所有 直接 54.5%	医薬品の仕入 資金の預託	医薬品の仕入	8,307	買掛金	2,573
				資金の預託	—	キャッシュ・マネージメント・システム預託金	20,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 医薬品の仕入については、品目毎に売買契約を締結し、適正な価格、取引条件により行っております。なお、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 資金の預託については、市場金利に連動した利率を適用しております。

2. 子会社及び関連会社等

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

3. 兄弟会社等

重要な取引に該当する取引がないため記載しておりません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	2,792円14銭
1株当たり当期純利益	118円47銭

## 【退職給付に関する注記】

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として積立型の確定給付年金制度及び非積立型の退職一時金制度を設けております。

また、当社は複数事業主制度の東京薬業厚生年金基金（総合型）に加入しております。

なお、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	7,115百万円
勤務費用	331百万円
利息費用	106百万円
数理計算上の差異の発生額	3百万円
退職給付の支払額	△ 719百万円
退職給付債務の期末残高	6,837百万円

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	6,526百万円
期待運用収益	130百万円
数理計算上の差異の発生額	284百万円
事業主からの拠出額	265百万円
退職給付の支払額	△ 648百万円
年金資産の期末残高	6,558百万円

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,584百万円
年金資産	△ 6,558百万円
	25百万円
非積立型制度の退職給付債務	253百万円
未積立退職給付債務	279百万円
未認識数理計算上の差異	△ 219百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59百万円
退職給付引当金	115百万円
前払年金費用	△ 56百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	331百万円
利息費用	106百万円
期待運用収益	△ 130百万円
数理計算上の差異の費用処理額	56百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	364百万円

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	60%
株式	32%
生保一般勘定	8%
その他	0%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 複数事業主制度

自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であり、確定拠出制度と同様に会計処理しております。確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、247百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	465,229百万円
年金財政計算上の給付債務の額	497,125百万円
差引額	△ 31,895百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合（平成26年3月31日現在）

1.4%

(3) 補足説明（平成25年3月31日現在）

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高49,513百万円から当年度剰余金17,618百万円を差し引いた額であります。

また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率15.5%、償却残余期間は平成25年4月1日現在で9年0ヶ月であります。

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

## 会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

鳥居薬品株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥居薬品株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

鳥居薬品株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 長 誠次 ㊟

常勤監査役 矢部 昌平 ㊟

社外監査役 會澤 恒 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利潤の還元を経営の重要課題の一つと認識し、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することを基本方針としております。

上記基本方針の下、経営体質の強化や将来の事業展開等を目的とした中長期的な視野に立った投資等に備えることも勘案したうえで、第122期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額566,004,840円

なお、これにより、中間配当の金20円を含めた年間配当は、1株につき金40円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 現在、当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社が決算期の変更を予定していることに伴い、当社は、経営計画の策定、業績管理、連結決算への対応等について、引き続き効率的な事業運営を維持するため、当社の事業年度を日本たばこ産業株式会社と一致させ、毎年1月1日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第12条、第13条、第35条および第36条に所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第123期事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

- (2) 補欠監査役の予選の効力を伸長いたしたく、変更案第29条を新設するものであります。



**第3号議案** 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役籠橋雄二氏は任期満了となります。  
つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
かご はし ゆう じ 籠 橋 雄 二 (昭和29年4月22日生)	昭和55年4月 日本専売公社(現, 日本たばこ産業株式会社)入社 平成18年4月 当社顧問 平成18年6月 取締役 開発・生産グループリーダー 平成21年6月 常務取締役 開発・生産グループリーダー 平成22年6月 常務取締役 信頼性保証グループリーダー兼開発グループリーダー兼ビジネスディベロップメント部長 平成23年6月 専務取締役 信頼性保証グループリーダー兼開発グループリーダー 平成24年6月 専務取締役 信頼性保証グループ担当兼開発グループリーダー 平成25年6月 専務取締役 開発グループリーダー(現任)	9,900株

(注) 籠橋雄二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役長誠次氏は任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外監査役候補者 おさ せい じ 長 誠 次 (昭和31年3月31日生)	昭和53年4月 日本専売公社（現、日本たばこ産業株式会社）入社 平成20年10月 同社経理部 調査役* 平成22年6月 当社社外監査役（現任）	3,500株

- (注) 1. 長誠次氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 長誠次氏は、社外監査役候補者であります。  
同氏は、平成22年6月21日まで、当社の親会社である日本たばこ産業株式会社の使用人でありました。  
なお、過去5年間の親会社における業務執行者としての地位および担当は、上記\*のとおりであります。  
同氏を社外監査役候補者とした理由は、日本たばこ産業株式会社に経理業務の経験を重ね、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから適任であると判断したことによるものであります。  
なお、同氏は、平成22年6月22日から当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

**第5号議案 補欠監査役1名選任の件**

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつ むら たか はる 松村卓治 (昭和45年3月11日生)	平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成14年6月 新東京法律事務所(現、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業))入所 平成22年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)パートナー(現任)	0株

- (注) 1. 松村卓治氏は、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)のパートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
2. 松村卓治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として経験を重ね、豊富な専門知識を有していることから適任であると判断したことによるものであります。また、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
なお、同氏が社外監査役に就任される場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額といたします。  
また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
3. 松村卓治氏の補欠監査役選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

以上

